

令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣  
表彰選定要領

1 目的

職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、介護職員の働く環境改善を推進するため、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」へ宮崎県から推薦する事業所を選定することを目的とする。

2 推薦対象者

次に掲げる要件を満たした者を推薦するものとする。

- (1) 介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成、介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた者

なお、介護サービス事業所・施設等については、介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づく介護サービス事業所・施設等とする。

また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含むこととする。

- (2) 法令等の遵守

①介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の関係法令を遵守していること。

②社会保険(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

③暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有していないこと。

3 選定に当たっての評価項目

別表のとおり

4 公募に当たっての手続

推薦を受けたい事業者は、次に掲げる書類を提出期限までに提出すること。

[提出書類]

- (1) 介護職員の働きやすい職場環境づくり推薦事業者調書(別紙2)
- (2) 関係法令遵守報告書(別紙3)

(3) 調書に記載した取組の内容を補足する PDF 資料 (10 ページ以内のもの)

(4) 調書に記載した取組と関連する写真の電子媒体

[提出期限]

令和6年3月29日(金)

[提出方法]

電子申請システムにより提出

URL : <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=jWSh24Vx>

[留意事項]

1 法人につき1事業所の申込とする。

## 5 推薦事業者の決定

評価項目に基づいて県が審査を行い、推薦事業者を決定する。

## 6 推薦数

1 から2程度とする。

## 7 その他

(1) 推薦に当たり提出された資料等の内容に虚偽がある場合又は当該介護サービス

事業所・施設等に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合には、表彰の取消し等が行われることがあるので留意すること。

(2) 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した場合、国が開催する表彰式に、事業者の代表者及び介護職員等といった現場の職員の両者の出席に協力すること。

(3) 提出された書類について、宮崎県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、その内容を無償で使用できるものとする。

(別表) 評価項目

評価項目	評価ポイント	配点
①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること	<p>○職員の待遇改善に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組</li> <li>・介護ロボット等テクノロジーを活用することによる腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組</li> </ul> <p>○人材育成に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組</li> <li>・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組</li> </ul> <p>○介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組</li> <li>・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組</li> <li>・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組</li> </ul>	50
②実効性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。</li> <li>・取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。</li> <li>・取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。また、事業者のみならず事業所内の様々な職種・役職の職員が協力して取組を推進する体制となっているか。</li> </ul>	30
③持続性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。</li> <li>・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。</li> </ul>	10
④他の事業所での導入(横展開)が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの介護事業所への横展開が期待できる取組であるか。</li> <li>・取組を行おうとする他の介護事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。</li> </ul>	10